# (案)

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	平令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	3年 2年1 3年 3年 3年 3年 3年	6月25日 6月22日 0月30日 3月31日 4月20日 4月30日 5月14日 7月 9日	観観振第 観観振第 観観振第 観観振 観観振 観観振 観観振 第 1	2 6 号 5 8 号 5 7 号 8 4 号 4 0 号 1 4 号 1 9 号
一部改正	令和	3年	9月30日	観観産第 観観振第1 観観産第1	-
一部改正	令和	3年1	1月25日	概	0 2号
一部改正	令和	4年	1月18日	観観振第2 観観産第2	20号
一部改正 一部改正 一部改正	令和 令和	4年 4年 4年	1月19日 1月25日 1月31日	観観振第2 観観振第2 国海内第2 国海外第3 国港総第5 観観振第2	3 1号 3 3号 4 9号 6 2号 8 6号 3 6号
一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	令令令令令令令 令和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	4年 4年 4年 4年 4年 4年	2月18日 3月2日 3月22日 3月25日 4月20日 5月11日	観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観を	9 5 号 5 9 号 6 5 号 9 4 号 3 0 号 3 8 号 1 3 号
一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	令令令令令令和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	4年 4年 4年 4年 4年 1	5月20日 6月21日 7月14日 8月25日 9月28日 2月12日	観観観観観国国国観観観響の振振振振観観観海海港観国観観観光時期の一段では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場	4 1 号 6 8 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号

観 参第545号

4年12月13日 観観振第144号 一部改正 令和 観観振第205号 一部改正 令和 5年 2月17日 一部改正 令和 5年 3月 8日 観観振第222号 一部改正 令和 5年 3月24日 観観振第242号 一部改正 令和 5年 4月27日 観観振第 36号 一部改正 令和 5年 ○月○○日 観観振第○○○号

### 目次

- 第1編 共通事項(第1条-第4条)
- 第2編 広域周遊観光促進事業(第5条-第21条)
- 第3編 地域観光事業支援
  - 第1節 共通事項(第22条)
  - 第2節 需要創出支援(第23条-第45条)
  - 第3節 感染防止対策等への支援(第46条・第47条)
- 第4編 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(第48条-第69条)
- 第5編 インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(第70 条一第93条)
- 第6編 地域観光新発見事業(第94条-第117条)
- 第7編 観光地域づくり法人の体制強化(第118条)
- 第8編 スノーリゾートの整備(第119条)
- 第9編 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出(第120条)
- 第10編 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(第121条)
- 第11編 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業(第122条・第123条)
- 第12編 クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業(第124条・第125条)
- 第13編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(第126条・第127条)
- 第14編 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業(第128条-第151条)

- 第15編 観光再始動事業 (第152条-第175条)
- 第16編 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業 (第176 条)

#### 第1編 共通事項

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広域周遊観光促進に取り組む観光地域について、当該地域で設置した広域周遊観光促進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)において決定された事業計画に基づく、地方部への誘客を図りつつ訪日外国人旅行者等の広域周遊観光を促進するための戦略的な取組や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組、地域が一体となって取り組む観光地・観光産業の再生・高付加価値化を支援する取組等に要する経費の一部を国が補助することにより、国外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次号に 掲げる事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施に要する経費に充てるため、この 要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
  - 二 「補助対象事業」とは、次のイからヨまでに掲げる事業等に応じ、当該イからヨまでに 定める事業をいう。
    - イ 広域周遊観光促進事業(連絡調整会議において決定された事業計画に記載された取 組に関する事業)
    - ロ 地域観光事業支援(都道府県による地域の観光を支援する別紙1に定める事業(以下「需要創出支援」という。)及び感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。)が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組を都道府県が支援する事業(以下「感染防止対策等への支援」という。)
    - ハ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(観光地・観光産業の再生・ 高付加価値化に向けて、地方公共団体や観光庁の観光地域づくり法人登録制度において 登録された観光地域づくり法人(以下「登録 DMO」という。)及び観光地域づくり候補 法人(以下「候補 DMO」という。)等が作成する観光拠点再生計画の策定を支援する事

業及び観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画(以下「観光拠点再生計画等」という。)に基づき宿泊事業者等が実施する宿泊施設改修事業等に関する事業等)

- ニ インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に関する事業等)
- ホ 地域観光新発見事業(地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツを 磨き上げる取組に関する事業等)
- へ 観光地域づくり法人の体制強化(登録 DMO の体制強化に関する事業等)
- ト スノーリゾートの整備(国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に位置付けられた 取組に関する事業等)
- チ 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出(観光利用と地域資源の保全 を両立するための好循環の仕組みづくりを通じた日本ならではの持続可能性の仕組み の創出に係る事業)
- リ 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(城寺・古民家・伝統文化等の歴史 的資源を活用した観光まちづくりの推進に関する事業)
- ヌ 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業(訪日外国人による海洋周辺地域での新たな消費の開拓や魅力向上を図るための事業)
- ル クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業(安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開の促進に関する事業)
- ヲ クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(上質で多様な寄港地観光の促進等による持続可能なクルーズ振興に関する事業)
- ワ 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業(地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な周遊観光の促進を図る取組に関する事業)
- カ 観光再始動事業(インバウンドの本格的な回復に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)
- ヨ 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業(インバウンド 消費の本格的な回復・拡大に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体 験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)三 「補助対象事業者」とは、訪日外国 人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「事業計画策定者」とは、連絡調整会議に諮られる事業計画を策定する者をいう。

#### (交付の対象等)

- 第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める 経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に 対し補助金を交付する。ただし、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されて いる事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。
- 2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の 額の確定方法は、広域周遊観光促進事業においては別紙2、需要創出支援においては別紙 3、感染防止対策等への支援においては別紙4、地域一体となった観光地・観光産業の再 生・高付加価値化においては別紙4の2、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観 光コンテンツ造成支援事業においては別紙4の3、地域観光新発見事業においては別紙4 の4、観光地域づくり法人の体制強化においては別紙4の5、スノーリゾートの整備にお いては別紙4の6、持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出においては別 紙4の7、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業においては別紙4の8、海洋 周辺地域における訪日観光の魅力向上事業においては別紙4の9、クルーズの安全な運航 再開を通じた地域活性化事業においては別紙4の10、クルーズ等訪日旅客の受入促進事

業においては別紙4の11、環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業においては別紙4の12、観光再始動事業においては別紙4の13、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業においては別紙4の14に定めるものとする。

#### 第2編 広域周遊観光促進事業

(補助金交付申請)

- 第5条 連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について、補助金の交付を受けようとする者(以下本編において「交付申請者」という。)は、速やかに様式第1-1又は様式第1-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書」(以下本編において「交付申請書」という。)及び関係書類を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下本編において同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1-1又は様式第1-2による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、 様式第4による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更申請書」(以下本編 において「交付決定変更申請書」という。)を大臣に提出し、その承認を受けなければなら ない。
  - 一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
  - 二 補助対象事業の内容を変更する場合
- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
  - 一 補助対象事業の目的達成のために、別紙2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂 行のために必要と考えられる場合
  - 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合
  - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合
  - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合
- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、 交付決定の変更を行い、様式第6による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決 定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者等の変更届出)

- 第10条 事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
  - 事業計画策定者、事業計画策定者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合
  - 二 補助対象事業者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業中止(廃止)承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに様式第10による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書」(以下本編において「遂行状況報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書」(以下本編において「完了実績報告書」という。)に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績報告書」に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければな

らない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、 その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

- 第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の 全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに 係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一 部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を 命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象 事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算 払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」を大臣に提出しなければならない。 なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし 書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了(大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。) 後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した ときは、様式第14による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の確 定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに 納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の 割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下本編において「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第3項に規定するものについて、様式 第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「訪日外国人 旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなけれ ばならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合に は、様式第17による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等 収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付 しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度 から5年間保存しなければならない。

#### 第3編 地域観光事業支援

第1節 共通事項

(交付限度額の決定及び変更決定通知)

第22条 国土交通大臣は、予算の範囲内において、次条第1項の需要創出支援実施計画及び第46条第1項の感染防止対策等への支援実施計画に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、別に定める都道府県ごとの交付限度額を様式第18による交付限度額通知書により補助対象事業者に通知する。なお、旅行需要の回復状況、事業の実施状況等の地域ごとの実情を踏まえ、国土交通大臣は、必要に応じて、当該交付限度額を変更することができるものとし、変更後の交付限度額を様式第19による交付限度額変更通知書により補助対象事業者に通知する。

分について」とあるのは「別紙4の8に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の8」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式91」と、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第92」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第93」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」と、「様式第11-2」とあるのは「様式第96-2」と、第14条中「様式第12」とあるのは「様式第97」と、第16条第2項中「様式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第161」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17]と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第123条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第12編 クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業

(準用)

第124条 第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条(第1号を除く。)、第11条、 第12条第2項及び第3項、第13条から第16条まで、第18条から第21条までの規 定は、クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業について準用する。この場合に おいて、第5条第1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業に ついて補助金」とあるのは「補助金」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様 式第88」と、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第89」と、第7条第1項中 「様式第4」とあるのは「様式第90」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配 分について」とあるのは「別紙4の7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額 を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の9」と、同条第3項中 「様式第5」とあるのは「様式91」、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第9 2 | と、第9条中「様式第7 | とあるのは「様式第93 | と、第10条中「事業計画策定者 及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国 人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とある のは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中 「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」、「様式第11-2」とあるのは「様式 第96-2|、第14条中「様式第12|とあるのは「様式第97」、第16条第2項中「様 式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払 請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第100」 と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第101」と、「様式第17」とあ るのは「様式第102」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第125条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第13編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

(準用)

<b>ウ</b>	ルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業	
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
・クルーズ振興のための地域の協議会等※・港湾管理者・地方公共団体・民間事業者	<ul> <li>○ 本格的なクルーズの受入再開促進 クルーズ寄港に対する安心感の醸成、積極的な クルーズ船寄港誘致のために実施される、以下の 取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、 プロモーション費、協議会運営費         <ul> <li>・クルーズ船受入の相互理解促進</li> <li>・感染対策を踏まえたクルーズ船寄港に係る 新たなニーズへの実証的対応</li> <li>・船内等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築</li> <li>・多様な寄港地観光パッケージの創出</li> <li>・デジタル技術を活用した外国人クルーズ旅行 客のニーズ分析及びクルーズ旅客の属性に合わせたツアーメニューの造成</li> </ul> </li> </ul>	1/2 以内
	例:感染症対策の理解促進のためのクルーズ船内 覧会やセミナー・FAM ツアーの開催、感染症対策を 踏まえたターミナル外の施設(ホテル等)での検査 やチェックイン、CIQ 等の手続・ターミナルまでの 手荷物等の輸送支援の企画・実施・結果の整理・分 析等の支援、前後泊パッケージ商品の造成クルー ズ船受入訓練の実施、必要機器のレンタル、地元食 材の掘り起こし・船への活用提案・納入等の仕組み 作り、寄港地周辺地域でのストーリー性のあるツ アーの造成、複数地域や離島を含む広域的なツア ーの造成、他の交通モードと連携したパッケージ 商品の創出に係る企画・実証・販売、AI 等を活用 した旅客のニーズや属性分類調査及びツアーメニ ューの造成	
	○ 訪日外国人観光客が楽しめる国内クルーズの仕組み作り支援	

事、イベント、多言語対応等) や外国人向け販売

	網の調査、プロモーション、船内コンテンツの開
	発や実証実験、モニタリングツアーの実施、イン
	バウンド需要の見込める注目度の高いコンテン
	ツの開発、モデルコースの造成、外国人を含めた
	モニタリングツアーの実施
・港湾管理者	○ 新たなクルーズ船受入に向けた安全対策
・地方公共団体	当該港湾において、寄港するクルーズ船の更な
	る大型化に対応するための船舶航行の安全性の検
	証及び現地における安全性の確認に必要な経費の
	うち調査費、協議会運営費
	例:船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認

注1:国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

注2:補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

注3:補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税 相当分については、確定した時点で減額するものとする。

注4:※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される 協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体を いう。

- 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局(北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む。)
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者(登録 DMO を含む。)

# (案)

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	平令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令令	3年 2年1 3年 3年 3年 3年 3年	6月25日 6月22日 0月30日 3月31日 4月20日 4月30日 5月14日 7月 9日	観観振第 観観振第 観観振第 観観振 観観振 観観振 観観振 第 1	2 6 号 5 8 号 5 7 号 8 4 号 4 0 号 1 4 号 1 9 号
一部改正	令和	3年	9月30日	観観産第 観観振第1 観観産第1	-
一部改正	令和	3年1	1月25日	概	0 2号
一部改正	令和	4年	1月18日	観観振第2 観観産第2	20号
一部改正 一部改正 一部改正	令和 令和	4年 4年 4年	1月19日 1月25日 1月31日	観観振第2 観観振第2 国海内第2 国海外第3 国港総第5 観観振第2	3 1号 3 3号 4 9号 6 2号 8 6号 3 6号
一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	令令令令令令令 令和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	4年 4年 4年 4年 4年 4年	2月18日 3月2日 3月22日 3月25日 4月20日 5月11日	観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観観を	9 5 号 5 9 号 6 5 号 9 4 号 3 0 号 3 8 号 1 3 号
一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正	令令令令令令和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和	4年 4年 4年 4年 4年 1	5月20日 6月21日 7月14日 8月25日 9月28日 2月12日	観観観観観国国国観観観響の振振振振観観観海海港観国観観観光時期の一段では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場	4 1 号 6 8 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号

観 参第545号

4年12月13日 観観振第144号 一部改正 令和 観観振第205号 一部改正 令和 5年 2月17日 一部改正 令和 5年 3月 8日 観観振第222号 一部改正 令和 5年 3月24日 観観振第242号 一部改正 令和 5年 4月27日 観観振第 36号 一部改正 令和 5年 ○月○○日 観観振第○○○号

#### 目次

- 第1編 共通事項(第1条-第4条)
- 第2編 広域周遊観光促進事業(第5条-第21条)
- 第3編 地域観光事業支援
  - 第1節 共通事項(第22条)
  - 第2節 需要創出支援(第23条-第45条)
  - 第3節 感染防止対策等への支援(第46条・第47条)
- 第4編 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(第48条-第69条)
- 第5編 インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(第70 条一第93条)
- 第6編 地域観光新発見事業(第94条-第117条)
- 第7編 観光地域づくり法人の体制強化(第118条)
- 第8編 スノーリゾートの整備(第119条)
- 第9編 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出(第120条)
- 第10編 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(第121条)
- 第11編 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業(第122条・第123条)
- 第12編 クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業(第124条・第125条)
- 第13編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(第126条・第127条)
- 第14編 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業(第128条-第151条)

- 第15編 観光再始動事業 (第152条-第175条)
- 第16編 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業 (第176 条)

#### 第1編 共通事項

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広域周遊観光促進に取り組む観光地域について、当該地域で設置した広域周遊観光促進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)において決定された事業計画に基づく、地方部への誘客を図りつつ訪日外国人旅行者等の広域周遊観光を促進するための戦略的な取組や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組、地域が一体となって取り組む観光地・観光産業の再生・高付加価値化を支援する取組等に要する経費の一部を国が補助することにより、国外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次号に 掲げる事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施に要する経費に充てるため、この 要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
  - 二 「補助対象事業」とは、次のイからヨまでに掲げる事業等に応じ、当該イからヨまでに 定める事業をいう。
    - イ 広域周遊観光促進事業(連絡調整会議において決定された事業計画に記載された取 組に関する事業)
    - ロ 地域観光事業支援(都道府県による地域の観光を支援する別紙1に定める事業(以下「需要創出支援」という。)及び感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。)が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組を都道府県が支援する事業(以下「感染防止対策等への支援」という。)
    - ハ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(観光地・観光産業の再生・ 高付加価値化に向けて、地方公共団体や観光庁の観光地域づくり法人登録制度において 登録された観光地域づくり法人(以下「登録 DMO」という。)及び観光地域づくり候補 法人(以下「候補 DMO」という。)等が作成する観光拠点再生計画の策定を支援する事

業及び観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画(以下「観光拠点再生計画等」という。)に基づき宿泊事業者等が実施する宿泊施設改修事業等に関する事業等)

- ニ インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業(観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組に関する事業等)
- ホ 地域観光新発見事業(地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツを 磨き上げる取組に関する事業等)
- へ 観光地域づくり法人の体制強化(登録 DMO の体制強化に関する事業等)
- ト スノーリゾートの整備(国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に位置付けられた 取組に関する事業等)
- チ 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出(観光利用と地域資源の保全 を両立するための好循環の仕組みづくりを通じた日本ならではの持続可能性の仕組み の創出に係る事業)
- リ 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(城寺・古民家・伝統文化等の歴史 的資源を活用した観光まちづくりの推進に関する事業)
- ヌ 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業(訪日外国人による海洋周辺地域での新たな消費の開拓や魅力向上を図るための事業)
- ル クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業(安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開の促進に関する事業)
- ヲ クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(上質で多様な寄港地観光の促進等による持続可能なクルーズ振興に関する事業)
- ワ 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業(地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な周遊観光の促進を図る取組に関する事業)
- カ 観光再始動事業(インバウンドの本格的な回復に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)
- ヨ 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業(インバウンド 消費の本格的な回復・拡大に資する、文化、自然、食、スポーツ等の分野での特別な体 験コンテンツ等の創出を図る取組に関する事業等)三 「補助対象事業者」とは、訪日外国 人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「事業計画策定者」とは、連絡調整会議に諮られる事業計画を策定する者をいう。

#### (交付の対象等)

- 第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める 経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に 対し補助金を交付する。ただし、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されて いる事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。
- 2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の 額の確定方法は、広域周遊観光促進事業においては別紙2、需要創出支援においては別紙 3、感染防止対策等への支援においては別紙4、地域一体となった観光地・観光産業の再 生・高付加価値化においては別紙4の2、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観 光コンテンツ造成支援事業においては別紙4の3、地域観光新発見事業においては別紙4 の4、観光地域づくり法人の体制強化においては別紙4の5、スノーリゾートの整備にお いては別紙4の6、持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出においては別 紙4の7、歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業においては別紙4の8、海洋 周辺地域における訪日観光の魅力向上事業においては別紙4の9、クルーズの安全な運航 再開を通じた地域活性化事業においては別紙4の10、クルーズ等訪日旅客の受入促進事

業においては別紙4の11、環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業においては別紙4の12、観光再始動事業においては別紙4の13、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業においては別紙4の14に定めるものとする。

#### 第2編 広域周遊観光促進事業

(補助金交付申請)

- 第5条 連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について、補助金の交付を受けようとする者(以下本編において「交付申請者」という。)は、速やかに様式第1-1又は様式第1-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書」(以下本編において「交付申請書」という。)及び関係書類を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下本編において同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1-1又は様式第1-2による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、 様式第4による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更申請書」(以下本編 において「交付決定変更申請書」という。)を大臣に提出し、その承認を受けなければなら ない。
  - 一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
  - 二 補助対象事業の内容を変更する場合
- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
  - 一 補助対象事業の目的達成のために、別紙2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合
  - 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合
  - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合
  - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合
- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、 交付決定の変更を行い、様式第6による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決 定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者等の変更届出)

- 第10条 事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
  - 事業計画策定者、事業計画策定者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合
  - 二 補助対象事業者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業中止(廃止)承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに様式第10による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書」(以下本編において「遂行状況報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書」(以下本編において「完了実績報告書」という。)に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績報告書」に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければな

らない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、 その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

- 第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の 全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに 係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一 部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を 命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象 事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算 払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」を大臣に提出しなければならない。 なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし 書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了(大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。) 後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した ときは、様式第14による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の確 定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに 納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の 割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下本編において「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第3項に規定するものについて、様式 第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「訪日外国人 旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなけれ ばならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合に は、様式第17による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等 収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付 しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度 から5年間保存しなければならない。

#### 第3編 地域観光事業支援

第1節 共通事項

(交付限度額の決定及び変更決定通知)

第22条 国土交通大臣は、予算の範囲内において、次条第1項の需要創出支援実施計画及び第46条第1項の感染防止対策等への支援実施計画に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、別に定める都道府県ごとの交付限度額を様式第18による交付限度額通知書により補助対象事業者に通知する。なお、旅行需要の回復状況、事業の実施状況等の地域ごとの実情を踏まえ、国土交通大臣は、必要に応じて、当該交付限度額を変更することができるものとし、変更後の交付限度額を様式第19による交付限度額変更通知書により補助対象事業者に通知する。

分について」とあるのは「別紙4の8に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の8」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式91」と、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第92」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第93」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」と、「様式第11-2」とあるのは「様式第96-2」と、第14条中「様式第12」とあるのは「様式第97」と、第16条第2項中「様式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第161」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17」とあるのは「様式第17]と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第123条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第12編 クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業

(準用)

第124条 第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条(第1号を除く。)、第11条、 第12条第2項及び第3項、第13条から第16条まで、第18条から第21条までの規 定は、クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業について準用する。この場合に おいて、第5条第1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業に ついて補助金」とあるのは「補助金」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様 式第88」と、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第89」と、第7条第1項中 「様式第4」とあるのは「様式第90」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配 分について」とあるのは「別紙4の7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額 を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の9」と、同条第3項中 「様式第5」とあるのは「様式91」、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第9 2 | と、第9条中「様式第7 | とあるのは「様式第93 | と、第10条中「事業計画策定者 及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国 人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とある のは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中 「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」、「様式第11-2」とあるのは「様式 第96-2|、第14条中「様式第12|とあるのは「様式第97」、第16条第2項中「様 式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払 請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第100」 と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第101」と、「様式第17」とあ るのは「様式第102」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第125条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

第13編 クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

(準用)

第126条 第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条(第1号を除く。)、第11条、 第12条第2項及び第3項、第13条から第16条まで、第18条から第21条までの規 定は、クルーズ等訪日旅客の受入促進事業について準用する。この場合において、第5条第 1項中「連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について補助金」と あるのは「補助金」と、「様式第1-1又は様式第1-2」とあるのは「様式第88」と、 第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第89」と、第7条第1項中「様式第4」と あるのは「様式第90」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配分について」と あるのは「別紙4の7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2 項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の9」と、同条第3項中「様式第5」とあ るのは「様式91」、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第92」と、第9条中 「様式第7」とあるのは「様式第93」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業 者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進 事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第9 4」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中「様式第11-1 | とあるのは「様式第96-1 | 、「様式第11-2 | とあるのは「様式第96-2 | 、 第14条中「様式第12」とあるのは「様式第97」、第16条第2項中「様式第13」と あるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」又は 様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第100」と、第20 条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第101」と、「様式第17」とあるのは「様 式第102」と読み替えるものとする。

#### (その他必要な事項)

- 第127条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。また、港湾局所管の事業においてこの要綱に定めのないものについては「港湾関係補助金等交付規則」(昭和36年6月28日運輸省令第36号)、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」(昭和43年5月8日港管第814号)を準用するものとする。
- 第14編 環境に配慮した持続可能な周遊観光促進事業

#### (補助金交付申請)

- 第128条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける民間事業者(以下この節において「交付申請者」という。)は、国土交通大臣に対し、様式第47による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額 を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が 明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付決定)

第129条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

### (交付決定の通知)

第130条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化 法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合には その条件を、様式第48による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

列弑 4 0 1 1	クルーズ等訪日旅客の受入促進事業	
   補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
<ul><li>・クルーズ振興のための</li></ul>	○ 上質な寄港地観光造成	1/2 以内
地域の協議会等※ ・港湾管理者 ・地方公共団体 ・民間事業者	訪問観光先の創出・分散化のために実施される、 多様な寄港地観光パッケージの創出や、船内等で の寄港地観光の消費喚起スキーム構築、商談会等 を通じたクルーズ船寄港促進に要する経費のうち 企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運 営費	
	例: FAM ツアー・モニターツアーの開催、地元食材の掘り起こし・船への活用提案・納入等の仕組み作り、寄港地周辺地域でのストーリー性のあるツアーの造成、複数地域や離島を含む広域的なツアーの造成、他の交通モードと連携したパッケージ商品の創出に係る企画・実証・販売、商談会・国際フォーラムの開催・出展、必要機器のレンタル	
	<ul><li>○船舶航行の安全性確認 寄港するクルーズ船の分散化・多様化に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費</li><li>例:船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認</li></ul>	
	○クルーズ客に対するマナー啓発 禁止行為を含めた寄港地のマナー啓発を促すコンテンツ制作、設備整備に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、システム整備費、コンテンツ制作費、物品購入費、設計費及び補償費 例:寄港地における看板設置、マナー啓発コンテンツ制作、クルーズターミナルにおけるデジタルサイネージ・モニターの整備	
	○地域住民の理解促進 クルーズ船受入に対する理解醸成のために実施される、以下の取り組みに要する経費のうち、企画運営費、 調査費、プロモーション費、協議会運営費、コンテン ツ制作費 例:住民向けフェスタ・シンポジウムの開催、船内見	

学会の開催	

- 注1:国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象 となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
- 注2:補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 注3:補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税 相当分については、確定した時点で減額するものとする。
- 注4:※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される 協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体を いう。
  - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
  - 二 地方整備局及び/または地方運輸局(北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む。)
  - 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者(登録 DMO を含む。)